

和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯（以下「新婚世帯」という。）を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市の少子化対策の強化に資することを目的として、新婚世帯に対して住居費の一部を補助するものとし、その補助について、和泉市補助金等交付規則（平成23年和泉市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得 住宅を建築し、又は建売住宅もしくは中古住宅を購入（売主が、新婚世帯の夫婦のいずれか一方と2親等以内の親族である者の場合又は契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除く。）し、自己の名義で当該住宅の登記（共有名義で住宅を登記する場合にあっては、2分の1以上の持分を有すること。）をすることをいう。
- (3) 住宅賃借 賃貸住宅を所有又は転貸する者（新婚世帯の夫婦のいずれか一方と2親等以内の親族である者を除く。）との間で建物賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。
- (4) 住居費 婚姻を機に新たに和泉市内で住宅取得、住宅賃借する物件（以下「対象住居」という。）に要した費用で、物件の取得費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (5) 所得 地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第2項に規定する所得をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時に無職の場合は、離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を合算する。
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した所得（アに該当する場合は、アにより算出した所得）から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

- (2) 婚姻日時点において、夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること。
- (3) 交付申請の時点において、夫婦の双方又は一方が対象住居に住居基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録（以下「住民登録」という。）を行っていること。
- (4) 夫婦のどちらかの親世帯が和泉市内に住居登録を行っていること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 申請の時点において、夫婦のいずれの者も、納期限が到来している本市市税の未納がないこと。
- (7) 夫婦のいずれの者も、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - イ 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第46号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- (8) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費の金額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 第1項に規定する住居費の額のうち、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、第3条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合、補助期間は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和泉市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- (2) 住民票
- (3) 夫婦のどちらかの親世帯の住民票
- (4) 夫婦の所得証明書
- (5) 物件の売買契約書、建物の登記事項証明書及び領収書の写し（住宅取得の場合）
- (6) 物件の賃貸借契約書の写し（住宅賃借の場合）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅賃借の場合）
- (8) 誓約書（様式第3号）
- (9) 離職票の写し又はこれに代わる書類（申請時に夫婦の双方又は一方が離職している場合）

(10) 貸与型奨学金を返済している場合にあつては、返還額がわかる書類の写し

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は、令和5年3月31日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、和泉市結婚新生活支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、和泉市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに和泉市結婚新生活支援補助金変更交付申請書(様式第6号。以下「変更交付申請書」という。)に、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による変更交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、和泉市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、和泉市結婚新生活支援補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 住居費に係る領収書等の写し

(2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、和泉市結婚新生活支援補助金交付確定通知書(様式第9号。以下「確定通知書」という。)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助決定者は、前条の確定通知書を受け、補助金が確定した場合は、和泉市結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第10号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があつたときは、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 補助決定者は、前条の規定にかかわらず補助金額の交付の目的を達成するため

必要と認めるときは、補助事業の完了前に1回限り概算払を受けることができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとする者は、請求書に住居費に係る領収書等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

- 2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、和泉市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を決めて、和泉市結婚新生活支援補助金返還命令書(様式第12号。以下「返還命令書」という。)により、その返還を命ずるものとする。

- 2 補助決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金を返還命令書に基づき、速やかに返還しなければならない。

(報告等)

第16条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

- 2 補助決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。

(失効規定)

- 2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 この訓令の失効日以前に第6条の規定により交付申請を行った者に対する補助金の交付決定等その他の措置については、この訓令の失効後もなお従前の例による。